法人名 社会保険診療報酬支払基金 根拠法令名 社会保険診療報酬支払基金法 (平成15年10月 1日民間法人化) 1.法人の概要 業務の概要 1 診療担当者の提出する診療報酬請求書の審査(その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。)を行うこと。 2 前記1により審査を行った診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定した金額を支払うこと。 3 前記1及び2に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の審査及び支払を行うこと。 4 各保険者から、委託金の委託を受けるとともに各保険者に診療報酬の請求を行うこと。 5 生活保護法、児童福祉法、母子保健法、戦傷病者特別援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、感染症の予防及び感染症の患者 に対する医療に関する法律、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関 する法律又は障害者自立支援法の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機 関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べ、また、生活保護法、戦傷病者特別 援護法、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律、児童福祉法、母子保健法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律、石綿による健康被害の救済に関する法律又は障害者自立支援 法の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたとき並びに防衛 省の職員の給与等に関する法律の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びそ の診療報酬の支払に関する事務を委託されたとき、並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定によ り、これらに規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときにおいて、その支払に必要な事務を行うこと。 6 厚生労働大臣の定める疾病について医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うこと。 7 高齢者の医療の確保に関する法律の定めるところにより次の高齢者医療制度関係業務を行うこと。 (1) 保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務 (2)保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務 (3) 保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務及びこれに附帯する業務 8 国民健康保険法の定めるところにより次の退職者医療関係業務を行うこと。 (1)被用者保険等保険者から拠出金を徴収すること (2)市町村に対し療養給付費交付金を交付すること (3)前記(1)及び(2)の業務に附帯する業務を行うこと 9 介護保険法の定めるところにより次の介護保険関係業務を行うこと。 (1) 医療保険者から納付金を徴収すること (2) 市町村に対し介護給付費交付金を交付すること (3) 市町村に対し地域支援事業支援交付金を交付すること (4)前記(1)、(2)及び(3)の業務に附帯する業務を行うこと 役・職員数 理事長等 理 事 監 事 職員 常勤 1人 3人 1人 5,087人 非常勤 0人 0人 12人 3人 平成22年度 平成21年度 21年度比 補助金等割合の低減化措置の取組の状況 2. 事業 又は 21年度差 (取組を行っていない場合、補助金等割 合が低下していない場合、その理由) (1)運営費、 補助金等 (A) (B) (A/B,A-B)809.7億円 総収入額 ① 補助事業の段階的廃止 847.0億円 0.956 補助金等収入額(①) 2.3億円 1.000 2.3億円 ② 自主事業による自己収入の拡大等 事業による自己収入額(②) 807.4億円 844.7億円 0.956 $1/2 \times 100$ (%) 0.3% 0.3% 1.000 ③ その他 経常的運営費用(③) 809.7億円 0.956 847.0億円 $1/3 \times 100$ (%) 0.3% 0.3% 1.000 制度的独占となる事務・事業の有無 (有・無) 無 (2), (3)制度的独 (事務・事業名) 占の事務 制度的独占となる事務・事業を行っている ・事業 (理 由) 場合、その事務・事業名及び理由 制度的独占となる事務・事業を行っている (理 由) 場合、当該事務・事業が法人の従たる事 務・事業にとどまっている理由 (有・無) 制度的独占となる事務・事業を行っている (内 容) 場合、法人の事務・事業全体が実態上独占 とならないための所要の是正措置の有無、 内容(行っていない場合はその理由)

	制度的独占となる事務・事業を行場合、独占の弊害克服措置の有無っていない場合はその理由)							
	制度的には独占となっていないでも、実態上独占となっている場内容		(内 容) 診療報酬の審査支払事務については、保険者が実施することが可能になったが、支払基金においては、中立公正な審査体制による適正な審査、請求支払に関する膨大な数の債権債務の決裁の一元的な処理を通じて、引き続き、医療保険制度の円滑な運営に重要な役割を果たしているところであり、これまでのところ、審査支払業務を自ら、又は支払基金以外の事業者に委託して実施する保険者は現れていないため。 調剤報酬については、平成20年10月から一部の保険者において、直接保険薬局と契約を締結の上、保険者自らが実施しているところ。					
	制度的には独占となっていない。 でも、実態上独占となっている場 の弊害を生まないための是正措 内容(行っていない場合はそのま	支払基金(以下「基金」という。)に 改革推進3ケ年計画を踏まえ、平成1 ついては同年同月に、また、調剤レセ 17年3月に、それぞれ、健康保険組 の取扱いに合わせ、基金以外の者に委	州の審査及び支払に関する事務については、社 工委託するよう通知により指導してきたところ 4年12月に当該通知を廃止するとともに、 プトについては規制改革・民間開放推進3ケ 社合自らが診療報酬又は調剤報酬の審査及び支 託する際の取扱いを明確にしている。 上「医療機関との同意」の撤廃等の要件緩和措					
(4)手数料等 の徴収	手数料等の対価の徴収の有無	有	· 無	手数料等対価の額、 算定根拠のイニーネットでの公表の有無	カ・無			
	名 称 (法令等に基づく検定等には※)	文	け価の額		定根拠 ご等については決定方法を付記)			
	診療報酬請求書の審査支払							
	に係る事務費手数料 ・審査支払分(医科及び歯科 診療報酬明細書1枚につき) うち電子媒体請求促進分 ・調剤分(調剤報酬明細書1 枚にうち電子媒体請求促進分 オンライン請求促進分 オンライン請求促進分 オンライン請求保事子 分・審査のみ分(戦傷病者特別 援護大会のようで、 ・審査のみ分(戦傷素の給いののでは、 ・では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、「では、」では、「では、「では、」では、」では、「では、」では、、」では、	:	円 1 1 4 . 2 0 1 0 8 . 2 0 1 0 4 . 0 0 5 7 . 2 0 5 1 . 2 0 4 7 . 0 0		6条の規定により、基金は、各保険者に、業務 :診療担当者が提出する診療報酬請求書の数を			
	対価を徴収する事務・事業の区 分経理の有無	有	• 無	収支状況のインターネットでの公表	有 ・ 無			
	対価を伴う自主事業の有無	有	· 無	法人における純利益額	— 円			
(5)検査等の 事務事業	健康保険法、保険医療機関及	及び保険医		連の内容 建康保険法の規定による療養に要す 切な診療報酬の請求がされているか	恒			
(6)外注の有 無	本来予定されている事務・事業 外注		囿 ・ 無 プト分類作業等)	法人の外注金額	15.3億円			
	外注しなければならない理由	職員	定員の削減及び	組織のスリム化により、経営の一層	層の合理化、効率化とコスト削減に努めるた			
	外注先選定に当たり、透明性を 保する仕組みの有無と内容			見程第39条に基づく「一般競争契約」]			

(7)事務・事 業の公正 性の担保 措置		:正性担保のため <i>0</i> 容(なければそ <i>0</i>	珊東は - 伊陰孝さ, 伊東子で孝 - 姉伊陰孝さ, 伊東子で孝 -						
	役職員に対し、 上で必要と認め の有無と内容()	公正性を担保する られる職務規程等 なければその理由	(有・無) 有 (内 容) 社会保険診療報酬支払基金法第20条、定款第8条、第10条、第17条 ・・・役員の欠格条項、代表権の制限及び役職員等の秘密保持義務を定めている 職員倫理規程 ・・・役職員の職務に係る倫理の保持、基金の業務に対する信頼確保を目的とし、倫理行動基準及び禁止事項等を定めている 就業規則 ・・・職員における遵守義務、禁忌事項及び懲戒を定めている						
3. 機関	役員選任規程の	有無	有・無	左の規程がない場合、その	理由				
(1)役員(除 監査役員	役員の定数		17名以内	上限と下限の幅がある場合	はその幅				
血比以只	役員の選任は公正かつ自主的な方 法によって行われているか		社会保険診療報酬支払基金法第10条、定款第6条 理事は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者から選任するものとし、その数は保険者を代表とする者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表とする者については、各々同数とし、選任は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるものとしている。						
	役員の任期		2年 2年以外の任期としている場合、その年数、理由 (年数						
	在任年齢に関す	る規定の有無	有・無	有・無規定の内容		任年齢規程 役員の在任 する。ただし 事については 場合はこの限	報酬支払基金役員在 年齢は、65歳までと 、理事長及び専務理 、特別な事情がある りでないが、この場 70歳に達するまでと		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職	前	々 職	常勤・非常勤		
	理事長	河内山 哲朗	平成22年12月17日	国民健康保険中央会顧問	山口県柳	7井市長	常勤		
	専務理事	足利 聖治	平成19年10月 6日	北海道厚生局長		金運用基金審	常勤		
	理事	山﨑 英昭	平成21年 9月 1日	社会保険診療報酬支払基金審議役		検診療報酬支 に阪支部長	常勤		
	理事	髙橋 直人	平成20年10月21日	全国健康保険協会理事			非常勤		
	理事	赤塚 俊昭	平成18年 5月19日	デンソー健康保険組合常 務理事			非常勤		
	理事	河本 滋史	平成22年 8月27日	新日本製鐵健康保険組合 常務理事			非常勤		
	理事	中島 次男	平成22年 8月27日	地方公務員共済組合協議会事務局長			非常勤		
	理事	島田 尚信	平成17年 2月21日	U I ゼンセン同盟副会長			非常勤		
	理事	藤井 一也	平成20年 8月27日	日本私鉄労働組合総連合会書記長			非常勤		
	理事	黒田 正和	平成20年 8月27日	日本化学エネルギー産業労働組合連合会事務局長			非常勤		
	理事	篠原 淳子	平成20年12月 8日	日本労働組合総連合会総合政策局生活福祉局長			非常勤		
	理事	中川 俊男	平成22年 5月28日	日本医師会副会長			非常勤		
	理事	鈴木 邦彦	平成22年 5月28日	日本医師会常任理事			非常勤		
	理事	吉原 忠男	平成22年 5月28日	埼玉県医師会顧問			非常勤		

	理事	近藤 勝洪 平	^立 成21年 9月 1日	日本歯科医師会副会	Ę		非常勤	
	特定企業関係者由	 大所管官庁出身者が 1	/3超の場合、その比率及び理	同一業界関係者又は事務事業に係る同一業界関係者と所管官庁出身者の合計が1/2超の場合、その比率と理由 該当しない				
	役員報酬の支 給基準の有無	夏 · 無 -	一般への閲覧提供	有・無	イ: 公表	 ンターネットによ 表	る 有 ・ 無 (常勤役員のみ)	
		役員報酬の支給基	準の内容		役員の	退職金の決定方法		
		943,000円 891,000円 779,000円		・退任時給料月額×0 ・非常勤理事につい [*]				
	役員会規程の存	有無 役	員会の成立要件		役員会	における議決要件	=	
	有・無	構成員(理事長及	ひ理事) の過半数の出席	出席構成員(理事長及	び理事)(の過半数、可否同	数は理事長が決定する。	
(2)監査役員	監査役員選任共	見程の有無	有・無	選任規程がない場合、	その理由			
	監査役員の選によって行われ	任は公正かつ自主的な こているか	監事は、保険者を代 代表する者から選任す 療担当者を代表する者	診療報酬支払基金法第10条、定款第6条 保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者 者から選任するものとし、その数は保険者を代表する者、被保険者を代表 を代表する者については、各々同数とし、選任は、保険者を代表する者、 者及び診療担当者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦に				
	関係府省以外の	の者及び外部の者を登用	していない場合、その理由	監査役員が理事を兼ねている場合、その理由				
	該当しない			該当しない				
	監査役員の任期	朗	2年	2年以外の任期としている場合、その年数、理由		(年数) (理由)		
	在任年齢に関す	する規定の有無	有・無	規定の内容		社会保険診療報酬支払基金役員在任年 齢規程 役員の在任年齢は、65歳までとする。		
	役職名	氏 名	当初就任年月日	前 職		「々 職	常勤・非常勤	
		秋山 卓男	平成22年12月10日	石原産業株式会社 特命部長			常勤	
	監事	脇山 哲郎田中 伸一	平成22年 8月27日 平成22年 8月27日	九州電力健康保険 組合副理事長 全日本海員組合・組			非常勤	
		髙島 三喜	平成22年 8月27日	合長代行 前栃木県医師会長			非常勤	
	監査役員報 酬の支給基 準の有無	有・無	一般への閲覧提供	有・無	インター公表の有	ネットによる	有・無	
		監査役員報酬の支給	基準の内容	監査役員の退職金の決定方法				
	月手当(H22. ・公益代表監 ・その他の監	事 702,000円		・退任時給料月額×0. 125×在任月数 ・非常勤監事については支給しない。				
(3) 社団的性		総会等の成立要件の	有無と内容	総会等における議決要件の有無と内容				
格の法人の総会等	(有・無) (内 容)			(有・無) (内 容)				
	法人の構成員だ	が多数又は全国に散在し	ている場合における、構成員	の意思反映確保の措置の)有無と内	容(ない場合は、	その理由)	
(4) 評議員	評詢	義員会等における業務実	績評価の実施状況	評議員会等の構成員の公正な選任の有無、内容				

会等				(有・無)				
	評議員会等の構成員の			(内 容) 役員を兼ね				
	の有無		有 ・ 無 	(兼務の役員数/評議員会等の構成員数×100)				
	評議員会等の構成員だ 任している場合、その							
	評議員選任規程の有無	Ę	有 · 無	左の規程がない場合、その理由				
	評議員定数			上限と下限の幅がある場合はその				
	評議員任期			幅 2年以外の任期としている場合、 その年数、理由				
	在任年齢に関する規定	での有無	有 • 無	規定の内容	<u> </u>			
		特定の企業又は	所管する官庁の出身者及び	同一の業界関	関係者が1/2超の場合、	その比率と理由	3	
	(比率) (理由)							
	評議員会規程	į	評議員会の成立要件		評議員	員会における諱	意 決要件	
	有・無							
4. 財務及び 会計	企業会計原則の適用の)有無	有・無	,	人の特性に応じ適用して >標準的な会計基準名	いる		
(1)会計基準 の適用	余裕金(財産)の額及び具体的な運用方 (余裕金の額) 83.4億円 法 (運用方法) 大口定期預金又はCD(安全確実な金融機関への到金額				見への預け入れ)		
(2)余裕金の 運用	長期借入金の有無		有 • 無	長期借入金	全の返済計画の有無		有・無	
(3)長期借入 金	長期借入金の確実な返			1		1		
(4) 引当金・ 特別法上	引当金・特別法上の引当金等の額				引当金・特別法上の引当金等の明細及び増減状況の公表の有無(公表していない場合その理由)			
1477112			1257.5億円	(有無) (理由)	有			
	収支決算額	212,791 億円	収支決算額が 50 億円以 ₋ 有無	上の法人にお	おける公認会計士監査の実	達施の	有・無	
	公認会計士監査を実施その理由	〕していない場合、				1		
	公益法人、株式会社等 無	… への基金拠出の有	有・無	公益法人、	株式会社等への出資の有	了無	有・無	
	法定の資金供給業務として行う場合の 基金拠出等の有無		有 • 無	財産の管理運用として行う場合の基 拠出等の有無		基金	有・無	
	事業報告書への記載 内容(未記載の場合 その理由		含め法人による出資比 率が20%以上のもの	法人の委託先で、当該法 の割合が 2 / 3 以上とな				
5. 株式の保 有等	名称							
(1)基金拠出 又は出資	所在地							
(2)事業報告 書への記	資本金							
載状況	事業内容							
	役員の状況							
	従業員数							
	持ち株比率							
	法人との関係				I			
6.情報公開 (1)法人にお			法人における業務及び財 務等に関する資料の5年 間の備え付けの有無	同資料の-	-般の閲覧の	る公表の有し	公表していない場合その 理由	

ける業務	定款	有・無	有・無	有・無	
及び財務 等に関す	役員名簿	有・無	有・無	有・無	
る公表	組合員等名簿	有・無	有・無	 有 ・ 無	
	事業報告書・附属説明書類	有・無	有・無	有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有 ・ 無	有・無	有 ・ 無	
	貸借対照表	有・無	有・無	有・無	
	法律上作成が義務付けられている財産 目録及び決算報告書	有 • 無	有・無	有 • 無	
	監事の意見書	有・無	有・無	有・無	
	事業計画書	有・無	有・無	有 ・ 無	
	収支予算書	有・無	有・無	有・無	
(2)所管官庁 にお務 に お務 り ま り り と り と り と り と り る り り り り り り り り り		所管官庁における所管法 人の業務及び財務等に関 する資料の備え付けの有 無	無い場合、その理由	閲覧の有無	閲覧させていない場合、その理由
	定款	有 • 無		有・無	
	役員名簿	有・無		有・無	
	組合員等名簿	有 · 無		有 • 無	
	事業報告書・附属説明書類	有・無		有・無	
	損益計算書又は収支計算書	有・無		有・無	
	貸借対照表	有・無		有・無	
	法律上作成が義務付けられている財産 目録及び決算報告書	有 • 無		有 • 無	
	監事の意見書	有 · 無		有 • 無	
	事業計画書	有 • 無		有・無	
	収支予算書	有・無		有・無	
		所管官庁における所管法 人に関する事項のインタ ーネットによる公表の有 無			無い場合、その理由(一部 のみ実施の場合も含む)
	名称	有 • 無		有 • 無	
	所管する部局(担当局担当課等)の名称	有 • 無		有 • 無	
	主たる事務所の所在地及び電話番号	有・無		有・無	
	設立年月日	有 • 無		有・無	
	代表者の職名及び氏名	有 • 無		有 • 無	
	主な目的及び事業	有・無		有・無	
(3) 所管官庁 における ホームペ ージ掲載	最新の業務及び財務等に関する資料		有 · 無		
	制度的又は実態的に独占となっている事務について、当該事務・事業の内容及び根拠		有・無		
→ 150 年以	補助金等の交付を受けている法人について び金額、交付対象事業の内容並びに補助会 入に対する割合	有・無			
(4)退職公務	役員に就いている退職公務員の状況に	こついての公表の有無	有・無		

員等の状 況の公表	公表している主な項目				公表していない場合、その理由					
	役職、氏名、就任年月日、経歴									
	子会社及び	ドー定規模以	人上の委託先の役員	に就いている退職公務員	有 • 無	<u> </u>				
	及び当該法	ら 人の退職者	LE VA							
				公	表して	いなり	ハ場合、その理由			
7. 用っ府め措 指実	基準に基づく指導監 督の実施の有無		有・無	一 指導監督の実績及びそ						
	指導監督の 指導監督系 の有無	お状況及び	有 · 無	の主な内容						
	基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた適切な指導監督の実施の有無基準7(1)のただし書き該当法人に対する法人の特性を踏まえた指導監督の状況及び結果の公表の有無		有 · 無	指導監督の実績及びそ の主な内容						
			有 · 無							
(2)所管法人 の事務事 業の見直	所管官庁による法人 の事務・事業の見直 しの有無 当該見直し結果の公 表の有無 法令の規定に基づく 検査関連制度につる 検査関連制度による自 己確認への移行の可 能性についての検討 の有無		有 ・ 無	無い場合、その理由						
L			有・無	無い場合、その理由						
			有 • 無	無い場合、その理由						
	政策評果 を活用し	事務・事業	自体の必要性	有・無		有	• #	Ě		
	~5年を 目途に定 期的、全 般的な見 直しおせる 事務 て 業 なける 法 人 場合、	わせること 事務・事業 ている場合	の一部を外注し 、その事務・事 当該法人が行わ	有 · 無	法律の改廃を	有	• #	£		
		法人が制度る事務・事	度的に独占とな 業を行っている が独占の継続の	有 · 無	法律の改廃を 含めた所要の 措置の実施の 有無	有	• #	ŧ	所要の措置の結 果の公表の有無	有 · 無
		関連制度の	程に基づく検査 り場合、手続の簡 者による自己確 その可能性	有 • 無		有	• #	Ę		
		その他		有 · 無		有	• 無	<u>ŧ</u>		
			主務大臣と	して、指導監督上留意して	こいる事項(国会、	マスコ	ミ等で	の指	摘事項)	